

2010年（平成22年）10月26日

藤沢市教育委員会

委員長 岩本 育子 様

藤沢市教育振興基本計画策定委員会

委員長 高 橋 勝

藤沢市教育振興基本計画基本構想について（答申）

2010年（平成22年）4月27日付けで諮問のありました藤沢市教育振興基本計画の策定について、当策定委員会において、教育における様々な分野からの委員により、本市の教育のあり方や進むべき方向性等について慎重な審議を重ね、計画の基本構想について別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、「藤沢市教育振興基本計画」に盛り込まれる施策・実施事業については、当策定委員会の答申を踏まえ推進されることを期待します。

答申書

藤沢市教育振興基本計画基本構想

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す～

2010年（平成22年）10月
藤沢市教育振興基本計画策定委員会

目 次

I 計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の対象範囲及び対象期間 2

II 藤沢市の教育の現状と課題

- 1 藤沢市の教育の現状と課題 3

III 基本構想

- 体系図 6
- 1 基本理念 7
- 2 3つの目標 8
- 3 7つの基本方針 11

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

藤沢市では、学校教育と社会教育を合わせた教育目標として1958年（昭和33年）に「藤沢市教育目標」を制定し、市民全体の教養、文化の向上に努めてきました。

学校教育分野では、2003年度（平成15年度）に「学校教育ふじさわビジョン」を策定し、子どもたちがともに育つ場をつくりだし、人と人との関係性を育むことができる「新しい知」を育成する教育を展開してきました。また、生涯学習の分野でも、1999年度（平成11年度）に「生涯学習ふじさわプラン」を策定し、市民が生涯を通じて自主的な学習活動を継続的に展開できるよう、生涯学習推進体制の確立と環境整備を進めてきました。

藤沢市教育振興基本計画は、藤沢市の教育のこれまでの取り組みを整理した上で、教育に関する初の総合的な中期計画として、藤沢市が目指す教育の方向性を明らかにするとともに、藤沢市新総合計画にある「新しい公共」「地域分権」の視点を取り入れ、基本方針ごとの具体的施策を提示するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけられます。

本計画は、国の策定する教育振興基本計画及び神奈川県教育委員会が策定する「かながわ教育ビジョン」を参酌し、藤沢市新総合計画の教育に関する部門別計画を担うものとし、藤沢市新総合計画とは、藤沢の20年後（2030年度（平成42年度））までの姿を示すビジョンで、2011年度（平成23年度）施行を目指し、現在、策定に向け検討されています。

3 計画の対象範囲及び対象期間

本計画は、教育基本法に規定される「生涯学習の理念」に基づき、幼児教育・家庭教育・学校教育・社会教育等、本市域の教育全般にわたる計画として、概ね10年後を見据えた基本構想をもとに、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示します。

Ⅱ 藤沢市の教育の現状と課題

1 藤沢市の教育の現状と課題

暮らしが豊かになり、求めるものが多様化するにしたがって、人々の行動様式や価値観にも大きな変化が見られるようになりました。都市化や核家族化が進み、地域や家庭の教育力が低下しているとの指摘もされています。そうした中、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化してきました。遊びの中での自然発生的な異年齢集団の形成が見られなくなり、自然体験、社会体験が不足し、人間関係においても、テレビ、パソコン、インターネットゲームなど、ひとりで楽しんだり遊んだりすることが多くなり、他者との関係づくりを苦手とする子どもたちが増えています。また、子どもたちの学習意欲の低下や自尊感情・自己有用感の乏しさが指摘されています。

改正教育基本法第10条、家庭教育には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とあり、家庭教育の重要性が明確に示されています。例えば、「早寝・早起き・朝ごはん」運動などは、家庭教育の果たすべき子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながるものとして、文部科学省も推進している取り組みの一つです。

学校教育における各種調査から、文部科学省では、義務教育期間の我が国の教育の課題は、①思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題が苦手なこと、②読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間に見られる学習意欲や学習習慣・生活習慣に問題があること、③自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下がみられること、と分析しています。また、藤沢市教育文化センターによる中学3年生を対象にした「学習意識調査（2006.3）」の「40年間の時系列比較」によれば、本市生徒の課題としては、

①帰宅後の勉強時間については、「毎日勉強する」と回答した生徒の比率は、本市での調査開始以来減少傾向にあり、「ほとんどしない」比率が増加していること、②勉強の意欲については、「もっと勉強したい」と回答した生徒の比率は、今回下げ止まり傾向がみられたものの、依然として全生徒の1/4以下と低いままであること、などが挙げられます。

本計画策定の一環として2010年6月に市民や本市小中学校の教員を対象に実施した本市の教育に関するアンケート結果によると、教育の目標として特に重要なこととして、「基礎的な学力を身につける」、「思いやりの心や善悪の判断など規範意識を身につける」や「人間関係を築く力を身につける」などが上位に挙げられています。また、本市における教育行政において、特に推進して欲しいものは、という質問に対し、市民アンケートでは、「基礎学力の向上を図る教育の推進」「教員の資質や能力の向上」が上位を占めたのに対し、教員アンケートでは、「教員の負担を軽くし、児童生徒に接する時間を確保」「障がいの有無にかかわらず、特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実」が上位に挙げられ、市民と教員との意識の相違がみられました。このことから、今後は、学校教育分野において市民・教員双方の考えを反映した施策の展開が必要です。

また、学びたいこと・やってみたいことについての質問に対しては、健康・スポーツ分野を筆頭に、趣味・家庭生活、教育・福祉、教養など、幅広い分野に関心が分散しており、生涯学習分野においても、多様化する市民ニーズに応えるため、ソフト・ハード両面のさらなる充実が必要となってきました。

藤沢市新総合計画基本構想において、藤沢独自の仕組みと取り組みで進める市全体のまちづくりを表す「藤沢づくり」の目指す方向性の中に、「明日の藤沢を担う『藤沢の子どもたち』を育む環境」が示されています。

明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育てていくため、安心して子どもを産み、育てられる生活環境や多様な教育ニーズへの対応、学校・家

庭・地域の教育連携など、それを実現するための環境を持続・発展させることを目指すものです。

昨今の子育て世帯においては、共働き家庭などの増加や就労形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化、少子化・核家族化の進行や経済情勢、産業構造の変化などにより、子育ての悩みや不安、孤立感、負担感を持つ人が増えています。また、家庭や地域社会のあり方の変化に加え、経済情勢の悪化により教育費負担の割合も増えてきています。子どもたちの心身の健全な成長に向け、家庭教育・幼児教育の重要性を認識した取り組みや多方面からの子育て支援が求められています。このような中において、学校教育においては、体験を通して学ぶこと、人と人との関係性を育むこと、個々の子どもに応じた対応（個別指導・少人数指導の拡充など）及びニーズに応じた適切な支援の実現などにより、学ぶ意欲を育み、学びを通して生きる力を育てることが求められています。また、将来の小中学校児童生徒の推移に応じた学校再配置、安心・安全な学びを保障する施設・設備面の充実や活用を考える必要があります。

グローバル化と高度情報化社会がますます進展する状況において、これからの藤沢市の教育は、

- 子どもの夢を育み、たくましく生きる力を育てること
- 他者とかかわり、共に生きる力の育成を図ること
- 多文化・多世代の交流と共生を図ること
- 生涯学習社会の実現を図ること

を重点とし、学校・家庭・地域・行政が連携、協働して教育にかかわる課題解決に臨んでいくことが必要です。

藤沢市教育振興基本計画体系図

基本理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す ～

3つの目標

目標①

一人ひとりの夢を育み、
未来を拓く子ども（藤沢
っ子）を育成する

目標②

多様な学びをつなげる
生涯学習ネットワーク
を構築する

目標③

学校・家庭・地域・行政
が連携、協働する子育て、
教育支援体制を推進
する

7つの基本方針

- ① 共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します
- ② 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を図ります
- ③ 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります
- ④ 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します
- ⑤ 地域に根ざした芸術・文化活動の推進を図ります
- ⑥ 健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います
- ⑦ 多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します

1. 基本理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す～

【基本的な考え】

藤沢市の教育振興基本計画の基本理念となる「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」とは、次のようなネットワーク型社会の実現を目指すものです。すなわち、子ども、若者がいつも夢や希望を持ちながら、他者と共に学び合い、社会に出てからも多様な学習機会に恵まれ、進んで地域社会づくりに参画し、つながりの環が世代を越えて広がる社会の実現を目指すものです。

そのために、子ども、若者にとっては、まず他者と共に学び合う力を身につけることが大切です。そして将来、自らの力を社会につなげていく、「自立と社会参画の意欲をもった市民」となることが期待されます。「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」が目指すのは、こうした、子ども、若者、大人の姿です。

学校教育ふじさわビジョンでは「自分を生かし人の役に立つ成熟した市民の育成」という目標を掲げています。成熟した市民とは、個々人が豊かな人間性と教養を持ち、サービスの単なる享受者としてではなく、まちづくりや地域社会づくりを積極的に担う自立（自律）した「市民」であると考えられます。

また、新生涯学習ふじさわプランでは、「だれもが参画できる生涯学習環境の整備」を基本目標に掲げています。

これからは学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働することにより、様々なかたちの「学びの環」を創り出し、未来の藤沢を担う成熟した市民の育成に努めるべく、この計画を推進していくことが重要です。

2. 3つの目標

目標①
一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども
(藤沢っ子)を育成する

急速に変化する社会の中で、今、子どもたちの未来を見据えた教育の姿が求められています。

明日の藤沢を担う子どもたちのために、子どもたち一人ひとりが、「個性をもった存在として尊重され、愛されていると感じることができる」、「自分を知り、自分を好きになり、夢を語るができる」、そして、「お互いが支え合い、学び合ってともに育っていくことができる」ように教育環境を整えていく必要があります。

子どもたちや若者が伸びやかでしなやかな感性を身に付け、未来への夢を語り合い、なりたい自分を思い描くことができるように支援をしていく必要があります。

学校が子どもたちの夢を育む場所となり、確かな学力を育む場所となるような施策を講じていかなければなりません。子どもたちが学校で学んだ様々な事柄は家庭や地域で様々な「人、もの、こと」にかかわり合える機会を通して、より確かに、豊かなものになっていきます。

それらの実現を目指し、「学校教育ふじさわビジョン」が掲げている「新しい知を育む」「子どもたちがともに育つ場をつくりだし、人と人との関係性を育む」という目標を達成するために、学校教育、社会教育の質的向上に努めます。

いつも夢をもち、自分や他人を大切にし、困難な状況にあっても粘り強く対処し、未来を切り拓いていくことのできる力、「生きる力」にあふれた、たくましい「藤沢っ子」を育てていきます。

目標②
**多様な学びをつなげる生涯学習ネットワーク
を構築する**

一人ひとりの可能性や意欲を引き出し、いつでも、どこでも、だれでもが便利で快適に利用できる場所や情報、支援する制度等の「学びのネットワーク」を整えていくことで、共に学ぶ仲間との交流がより深まり、新たな人と人となつながら機会となり、「学びの環」が広がっていきます。

この「学びの環」の広がりには、さらに豊かな学びの機会を創出するとともに、多くの人が生涯にわたり学ぶ機会を得ることにつながります。

また、教育に関する様々な部門との連携を進めていくことで、気軽に参加できる学びの場をつくり、知りたい情報を簡単に入手できる体制や学びを支援する体制をつくるなど、より充実した学びをつくり出すことができます。

このことによって、地域において共に教え学ぶ機会を持てるようになり、互いの学びを分かち合いながらさらなる発展が期待されます。

このような観点に立ち、多種多様な学びをつなげ、発展させるための生涯学習ネットワークの構築を推進します。

目標③

学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、 教育支援体制を推進する

子どもたちに「たくましく生きる力」を育むには、生活に即した実践的な学習や体験が必要です。実践的な学習や体験の場は学校の中だけではなく、家庭や地域の中にこそあります。家庭は個人個人の生活の基本的な場であり、地域はもっとも身近な社会生活の場です。日常生活の中で、子どもたちが学校で学んだことを実感したり、生かしたり、または家庭や地域から学んだことを学校の学習で確かなものとしていけるような環境づくりが大切です。

そのためには、学校・家庭・地域がゆとりを持って元気に子育て・教育ができるよう行政がサポートしていく必要があります。学校・家庭・地域がそれぞれの持ち味を発揮することが、地域の特色につながり、子どもたちの様々な学びの機会へとつながります。

藤沢市では、これまでも学校・家庭・地域のつながりを大切にした三者連携事業や、地域ごとの特色をいかした公民館活動、子どもたちの安全・安心を確保するための防犯ネットワークや地域のボランティア活動など、市民が主体となり、人と人とのつながりを育む活動に積極的に取り組んできました。今後もこの姿勢を継続していくことはもちろん、さらに一歩進めて、教育に多くの人や団体がかかわることのできる環境を整え、学校・家庭・地域・行政の四者が連携、協働して、未来を担う子どもたちを育成する環境づくりを推進します。

3. 7つの基本方針

この基本計画では、体系図に示したとおり、3つの目標のもと、以下に述べる7つの基本方針を軸として藤沢の教育を推進していきます。

基本方針①

共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します

学校教育における今日的課題としては、いじめや不登校、校内暴力、学習意欲の低下など、さらには規範意識の低下や人間関係の希薄化などが挙げられています。また、発達障がいなど種々の困難を抱える中で、自己を肯定的に捉えられず、自己を確立することが苦手な子どもたちが増えています。

これからの学校教育には、学ぶ意欲を持ち、自己を高めていくことのできる子どもの育成、様々な人とかかわりを深めて、必要とされる社会的振る舞い・取るべき行動を身につけ、積極的に社会にかかわろうとする子どもの育成が求められていると考えます。

こうした課題を踏まえ、明日の藤沢を担う子どもたちを育成するため、次のような教育・取り組みを推進します。

- 知・徳・体の調和がとれ、共に学び、共に育ち合う教育
- 子どもの学習意欲と確かな学力の向上を目指した教育
- 一人ひとりの夢を育み、個が活かされる教育
- 学校生活の中で、困難を抱える子どもへの支援教育
- 自然や社会、他者とかかわる体験的教育
- 規範意識や社会性を育てる教育

子どもたちの夢と希望を育み、人も自分も大切にし、人とかかわりを通して意欲的に学ぶ、生きる力に満ちた「藤沢っ子」を育てます。

基本方針② 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を 図ります

現在の子どもたちを取り巻く環境は、社会の変化やそれに伴う生活環境の変化により異年齢集団で遊ぶ機会がほとんどなくなり、自然体験・社会体験が少ないまま成長している状況があります。

中でも、携帯電話やパソコン等の急激な普及は、ネット社会の負の側面が子どもたちに悪影響を与え、自己を抑制する力の欠如や社会の基本的ルールを遵守する意識の低下を引き起こしていると思われます。社会や人とのかかわりが苦手であったり、人を思いやる心や他者と共感する力を弱めたりする大きな原因になっていると思われます。

こうした課題に対して、改正教育基本法には、「家庭教育」について、保護者は子の教育について第一義的な責任があること、国や地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しながら支援し、必要な施策を講ずるよう努めることとあります。

また、「幼児期の教育」については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、国や地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備や、その振興に努めなければならないとあります。

明日の藤沢を担う子どもたちのために、乳・幼児期からの育ちを支援しなければなりません。子育て中の家庭を地域全体であたたかく見守り、安心して子育てのできる環境をつくり出すとともに、保護者も学べるような家庭教育・幼児教育を支える施策をすすめるなど、その充実を目指していきます。

また、藤沢は、長い歴史と豊かな文化を有しており、生涯学習を推進する諸団体や各地域のサークル活動などにより、多くの優れた人材が地域を支え、世代を越えての交流や地域連携を進めています。

大人も子どもも共に学び合い、学びを通して藤沢の文化や伝統を継承していくことができるように、生涯学習社会の学び全体を支え、その基盤をなす地域教育力の支援とさらなる充実を図っていきます。

基本方針③ 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります

少子高齢化や高度情報化、グローバル化といった社会の変化とともに、価値観も多様化し、子どもの教育や保護者の学校に対する要望・要求が個別化・多様化しています。また、新たな教育課題への対応が次々と学校教育へ委ねられてきています。

その結果、各学校では、日々の授業のほかに児童生徒指導、放課後の様々な会議や係・委員会活動、課外活動、さらには各種調査や校内の事務処理、保護者対応等に多くの時間がさかれ、教職員が、子どもたちと十分に向き合うことができず、子ども個々の実態や学習状況に応じたきめ細かな対応や指導に十分な時間がとれずにいます。

また、子どもたちが学びで得たことを活用し、他者とかかわり合いながら未来を生きる力を育てるためには、子どもたちの知的欲求を引き出し、それに応え、豊かな想像力を育む教育環境が必要です。少人数指導や個別指導を展開するための条件整備、さらには子どもたちが安心して学ぶことができる学校施設・設備などの整備・充実が求められています。

そして何より、学びを支えるのに十分な教職員の人員を整え、子どもたち一人ひとりに向き合える時間の確保とともに、学校内における教職員同士の学び合いの時間の確保ができるような環境整備が必要です。そのためには、学級の少人数化を見据えた教職員定数の見直しや非常勤職員の配置増が強く望まれるところです。さらに、教職員の資質の向上に向けた研修

等の取り組みの推進や校内での日常的な学び合いが可能となる環境の整備が求められています。

藤沢市では、こうした人的、物的教育環境の整備・充実を計画的に図っていきます。

基本方針④ 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します

改正教育基本法では、「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることのできるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。

国際化、高度情報化、科学技術の高度化が進む中で、人々は新しい知識、技術の習得が常に求められています。生涯にわたる学習は、自分の生活を豊かにし、生きがいに満ちたものにするとともに、身につけた知識や経験を地域活動やボランティア活動などに生かしたり、地域の中でつながりをつくったりする機会にもなっています。生涯学習は、自立を支えるとともに、心豊かに、人間らしく、共に生きるための基盤ともいえます。

藤沢市には主体的な学習活動を継続・発展させてきた多様な社会教育の歴史があります。一例を挙げれば、1999年（平成11年）に策定された「生涯学習ふじさわプランー生涯学習推進基本構想・基本計画」では、「まちづくりは人づくりから」を原点として、市民の学習意欲に応えるための多様な学習機会や学習活動の場を充実するなど、生涯学習のための条件整備を進めてきました。

新たな生涯学習プランの下、「いつでも、どこでも、誰でも学びたいこと

が学べる」環境整備を推進し、多様な事業・支援・情報、そしてそれらのかかわり合いによって、学習する人々と支える人々がつながり、学び合い、支え合う生涯学習社会の構築を目指します。

基本方針⑤ 地域に根ざした芸術・文化活動の推進を図ります

藤沢市の芸術・文化活動の歴史は長く、明治の終わり頃から現在に至るまで、多くの文人や音楽家などが、気候温暖なこの湘南の地に移り住み、創作活動に励んできました。特に戦後まもなく、美術家協会、書道協会や写真協会が中心となり、第1回市展が実施されています。

また、高度成長期に建設された市民会館は、市民オーケストラや市民合唱団による市民オペラ発祥の地として全国的に知られ、現在に至るまで、藤沢独自の文化を発信し続けています。この頃から、市内では各地区公民館を中心に合唱サークルや絵画・書道サークルを始め裁縫・料理・華道・茶道など多くのサークル活動が活発に行われるようになりました。

市民会館、湘南台市民シアター、市民ギャラリーは、サークル活動の集大成の場として活用され、自主的な文化活動の場として、また、市民の文化・芸術の交流の場として利用されています。

また、市民会館や湘南台市民シアターでの良質な音楽・演劇の安価な提供や、市民ギャラリーでの「藤沢市30日美術館」の開催など、芸術文化創造の活性化や市民文化の支援と育成を図る上で、重要な施設としての役割を果たしてきています。

一方、地域における活動団体は、少子高齢化による会員の減少や活動拠点の老朽化が進み、学習環境の質を保証することや、家庭・地域で傳承されてきた生活技術、伝統、芸術文化などの技を次世代に継承することが難しくなっており、交流や知識経験を発揮する場の提供が求められてき

ています。

今後、地域での人材育成や世代間交流などを進めるために、学校・家庭・地域を中心とした三者連携などを利用した市民力・地域の教育力の育成や、発表・交流の場としての施設整備など、さらなる充実を図っていきます。

基本方針⑥ 健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います

昨今の社会環境の変化は、ストレスの増加や運動不足など、様々な課題を投げかけています。中でも、次代を担う子どもの体力が低下傾向にあり、将来の明るく豊かで活力ある社会の形成にとって憂慮すべきことであることや、平均寿命の伸長と長期的な出生率の低下による少子・高齢化社会の広がりから、活力ある生活を送ることが、個人の幸福にとどまらず、社会全体の活力の維持につながるものであることなどが指摘されています。スポーツ活動による体力水準の向上と、生涯にわたるスポーツ習慣の形成が、緊急に対策を講じなければならない課題とされています。

スポーツは、単に健康・体力づくりに効果があるというだけでなく、その活動を通じて培われる地域の連帯感や、生き甲斐・達成感など、市民の多様な生活の充実感をもたらすものとしても期待されています。

藤沢市では、次代を担う青少年をはじめとする市民が、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」多様なスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって心身共に健康で明るく豊かなスポーツライフを楽しめるよう、高齢者・障がい者の利用に配慮したバリアフリーの促進や、指定管理者制度※などの新たな課題も含めて検討をすすめ、スポーツ施設の整備・拡充に取り組んでいきます。

また、スポーツや健康づくりに関する情報提供についても、単に情報を発信するだけでなく、より効果的なスポーツ情報提供体制の充実に向け、積極的に取り組んでいくなど、生涯スポーツ環境の整備・拡充に努めていきます。

※ 指定管理者制度とは、公の施設の管理・運営を、民間事業者等の有する能力、経験、知識などを広く活用することにより、多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応するとともに、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図ることを目的に平成15年の地方自治法の改正により創設された制度のこと。

基本方針⑦

多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します

国と国の違いから現れる文化のあり方はもちろんのこと、男女、子ども・若者と高齢者などすべての人が性差や世代、文化を越えて交流し、相互に理解し、協力し合える関係性を築いていくことが課題となっています。

特に、学校現場や地域社会においては、外国語を母語とし日本語学習を必要とする人や外国籍の人が増えてきており、言葉の壁や文化の違いなどから生まれてくる問題に直面するケースが増えてきています。少子・高齢化の進展に伴い、海外からの労働力に頼らざるを得ない社会状況を考えると、こうした傾向は、大企業を抱える藤沢市において、ますます強まるものと予想されます。このような課題に対処するため、多文化・多世代の交流が図られるよう、藤沢市として教育分野での支援を進めていきます。

また、近年、社会の価値観やライフスタイルが大きく変化しています。

それに伴い、市民からの要望やニーズも多様化し、行政だけではスムーズに対応しきれないケースが増えてきています。そうした中、これまでとは違った新しい手法が必要となってきています。

これからは、住民自治を基本とした地域振興を目指し、積極的に市民が学び、協力し合って、問題意識を持ち、自らできるものは自ら取り組み、互いに助け合っていくという基盤づくりが求められます。受け皿である地域コミュニティが徐々に多様化している現状を踏まえ、学校や公民館などが協働して、多文化・多世代が交流し、共生する地域コミュニティの活性化を図り、よりよい地域づくりの取り組みを推進していきます。